

陸前高田市都市計画高田地区及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内の市有地売払いに係る募集要項

1 趣旨

市では、陸前高田市都市計画高田地区及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内にある市有地のうち、利用予定の決定していない土地について、その有効利活用のため、売払いを実施することとしました。

この募集要項は、申込受付や売払いの決定方法等について定めるものです。

2 対象となる市有地

別紙 売払い土地一覧のとおり

3 申込資格

次の要件をすべて満たしている方

- (1) 不動産の売買契約等について、法律上の制限を受けていない方
- (2) 破産者でない方
- (3) 納付すべき公租公課金を滞納していない方
- (4) 申込者及び使用者が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

4 申込みに必要な書類

- (1) 市有地買受希望申込書
- (2) 申込者の住民票謄本（法人の場合は、履歴事項全部証明書）
- (3) 納税証明書

ア 法人の場合

- (ア) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有する場合
  - a 「市税」の納税証明書（滞納のないことの証明書）
  - b 「県税」の納税証明書
  - c 「消費税及び地方消費税の証明書」（様式その3又はその3の3）
- (イ) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有しない場合
  - a 事務所又は事業所が存する「都道府県税」の納税証明書
  - b 「消費税及び地方消費税の証明書」（様式その3又はその3の3）

イ 個人の場合

- (ア) 陸前高田市内に住所を有する場合
    - a 「市税」の納税証明書（滞納のないことの証明書）
  - (イ) 陸前高田市内に住所を有しない場合
    - a 住所を有する「市区町村税」の納税証明書
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

(5) その他市長が必要があると認める書類

## 5 申込（募集）期間等

(1) 随時募集中

※先着順で受け付けます。

(2) 申込（受付）場所 陸前高田市役所 4階 建設部土地活用推進課

## 6 契約予定者の決定方法

(1) 申込み資格等を審査の上、決定します。

(2) 前号により契約予定者が決定した場合は、別途、契約予定者決定通知書により通知します。

## 7 権利の喪失

契約予定者となった者が正当な理由なく土地売買契約を締結しないとき又は、宅地売買代金が期限内に支払われないときは、契約予定者としての権利を失うことになります。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、市有地の売払いについて関連する条例、規則及び契約条項等を遵守すること。

## 9 問合せ先

陸前高田市高田町字下和野 100番地

陸前高田市 建設部土地活用推進課

電話 0192-54-2111

FAX 0192-54-3888